

Skip UP!

2013年10月28日

発行責任者 森川 学

NO. 13

編集責任者 情 宣 部

2013年度 年末手当

第3回交渉行っ!

中央本部は、本日13時30分より第3回年末手当交渉を行いました。今回は要求の根拠について明らかにしました。

《要求の根拠》

- ① 夏季手当は低額妥結でモチベーションが低下している。期末手当は生活給である。組合員の生活を保障し、モチベーションを向上させるのは会社の責務である。
- ② 保険料や生活物資などの値上げが相次いでおり、組合員の生活は苦しくなっている。
- ③ 下期通達において会社は経常利益18億円としており、支払い能力は十分ある。
- ④ 輸送障害にも組合員は努力をしてきた。努力に対して見える形で報いるべき。
- ⑤ 貨物労組組合員は真面目に業務を行っている一方で、そうでない者もいる。会社は毅然とした姿勢で活性化を進めること。

《会社》

- ① 自然災害や輸送障害の中、社員の努力に感謝する。モチベーションを向上し、真面目に働く社員に応えることは会社として重要である。
- ② 中間決算は厳しい状況。トップセールスなどを行い収入確保に努める。
- ③ 生活給の要素は否定しないが、業績給の要素が大きいと考えている。生活給の定義について会社として煮詰められてない。

青年部は、『夏季手当の額は絶対に許さない!! 生活ができない! さらに将来に不安を持った青年部員が退職している。職場では若手を一人前にするために多大な努力をしている! 全て会社の責任であり、今すぐ責任を取れ!! 会社は私たちに対して、自ら明言した生活給をも保証しなかったが、経営陣は生活できる報酬額を保証している。ふざけるな!! 会社はトップセールスなど「やっています。」と言うが、何も見えないし現れていない! やっているのであれば、満額回答が出来るはず! 必ず満額回答せよ!!』

と厳しく青年部員の思いをぶつけました。

私たちだけに犠牲を強いる会社を絶対に許さない!! 全青年部員で会社の姿勢を打ち破ろう!!